第2次江田島市環境基本計画 (骨子案)

令和3年(2021年) 8月10日時点 江田島市

目次

第1章 計	-画の基本的事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	国際社会及び国内の動向	1
第3節	計画の位置づけ	4
第4節	計画の目標年次と計画期間	4
第5節	計画の対象範囲	5
第6節	計画の役割	6
第7節	統計でみる江田島市の環境	6
第2章 こ	れまでの江田島市の取組と評価	10
第1節	前計画の評価と課題	10
第2節	各種アンケート調査等の結果	11
第3章 江	田島市の目指す環境像と基本目標	12
第1節	江田島市の目指す環境像	12
第2節	基本目標(現時点の原案)	12
第4章 施	策の展開	14
第1節	各主体の基本的役割(継続)	14
第2節	施策の体系	14
第3節	基本施策と各主体の取組	14
第5章 重	点プロジェクト(現時点)	15
第6章 計	面の推進(継続)	15

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

江田島市(以下「本市」といいます。)は、広島県南西の広島湾に浮かぶ江田島、能美島とその周辺に 点在する島々で構成され、温暖な気候と緑豊かな山々や瀬戸内海などの美しい自然に恵まれた島で す。この恵み豊かな自然環境のもと、生活や産業を育み、近代の暮らしと文化を積み重ね、引き継ぎな がら、発展してきました。しかし、この発展を支えてきた社会経済活動は、私たちに利便性や物質的な 豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に大きな負荷を与えたため、自然 の復元力を超え、身近な環境問題を引き起こすだけでなく、地球温暖化による気候変動については、 生物多様性はもとより人類の存続をも脅かす恐れが指摘されています。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

本市では平成23年(2011年)3月に「江田島市環境基本条例」を制定し、環境の保全に関する基本となる事項を定めました。平成24年(2012年)3月には、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「江田島市環境基本計画」(以下、前計画)を策定し、本市の環境保全に努めてきました。この度、前計画の計画期間が満了することから、新たに「第2次江田島市環境基本計画」(以下、本計画)を策定するものです。

本計画は、「江田島市総合計画」や国、広島県の環境基本計画との整合を図り、国際的な環境に関する動向も踏まえるとともに、生物多様性の保全への対応、気候変動への適応など、様々な環境課題に対応するため、環境の保全等に関するさらなる取組についても推進するものです。

第2節 国際社会及び国内の動向

1 地球温暖化対策・低炭素社会

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書によると,気候変動に関連すると考えられる干ばつ,洪水,嵐等の災害は,1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しており,深刻な干ばつによる食料不足,都市部のヒートアイランド現象,防風雨,極端な降水が発生するなど,21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。また,この気候変動の要因は,人為的な活動による温室効果ガスの増加といわれています。

このような状況の中、平成27年(2015年)12月に開催されたCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において、令和2年(2020年)以降の温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」が採択され、各国で温暖化対策が進展しています。我が国は、令和12年度(2030年度)の中期目標として「温室効果ガスの排出を平成25年度(2013年度)比26%削減する」としています。また、気候変動に対応するためには、私たち一人ひとりが行動して温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和策」だけでなく、地球温暖化の影響による熱中症や豪雨、土砂災害など、避けることが困難な現象について、緑を増やしたり水害対策を行ったりするなどして、影響を軽減する「適応策」を進めることが重要です。国は、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって総合的に進めています。

緩和とは? 適応とは?



人間社会や自然の生態系が危機に陥らないために は、実効性の高い温室効果ガス排出削減の取組を 行っていく必要があります。温室効果ガスの排出 抑制に向けた努力が必要です。 緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくことが適応です。

資料:気候変動適応情報プラットフォーム

■近年の主な地球温暖化対策の動向

年	動向
平成27年	国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で,国際社会が令和2年
(2015年)12月	(2020年)以降に取り組む地球温暖化対策に関する法的な枠組みとして「パリ
	協定」が採択された。
平成28年	国の「地球温暖化対策計画」を策定し、「温室効果ガスの排出量を令和12年
(2016年)5月	(2030年)時点に平成25年(2013年)比で26.0%削減」を設定した。
平成30年	第5次エネルギー基本計画を策定し,「徹底した省エネルギー社会の実現」「再生
(2018年)7月	可能エネルギーの主力電源化に向けた取り組み」「水素社会実現に向けた取り組
	みの抜本強化」「二次エネルギー構造の改善」等盛り込んだ。
平成30年	気候変動適応法に基づいて「気候変動適応計画」を策定し,「気候変動の影響に
(2018年)11月	よる被害の回避・軽減,国民の生活の安定,社会・経済の健全な発展,自然環境
	の保全及び国土の強靭化を図り,安全・安心で持続可能な社会の構築を目指す」
	とした。
令和3年(2021	気候変動サミットで,日本は令和22年度(2040年度)までに温室効果ガスを
年)4月	46%削減(2013年度比)する方針を打ち出した。

2 海洋プラスチック問題への取組

令和元年(2019年)6月に開催されたG20大阪サミットにおいて,海洋プラスチック廃棄物の問題がクローズアップされました。プラスチックは本来自然の中に存在する物質ではなく,廃棄物が増え始めてから80年程度であるため,環境や生命に与える影響は完全には明らかになっていないものの,自然に分解されることがないことから,将来にわたって汚染が続くことが懸念されています。また,雨や波などによりマイクロプラスチックとなり,分解されないまま食物連鎖に取り込まれ,人間の体内にも取り込まれています。

プラスチックの生産量は半世紀で20倍以上となっており、廃棄についての議論や対策も世界各国で取り組まれています。日本においてもレジ袋の有料化を始め、リサイクル活動などが各地で行われています。

3 持続可能な開発目標(SDGs)

平成27年(2015年)9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」 (以下,「2030アジェンダ」という。)は,国際社会全体が,人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。

この2030アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals,以下,「SDGs」(エス・ディー・ジーズ)という。)は,17のゴールと,ゴールごとに設定された合計169のターゲットから構成され,これらの達成を目指すことで,環境を基盤に持続可能な社会活動・経済活動を総合的に築くことができます。

本計画においても、SDGs の考え方を施策体系に取り込むことにより、環境と発展のどちらも追求する社会を目指します。

■SDGsの17のゴール

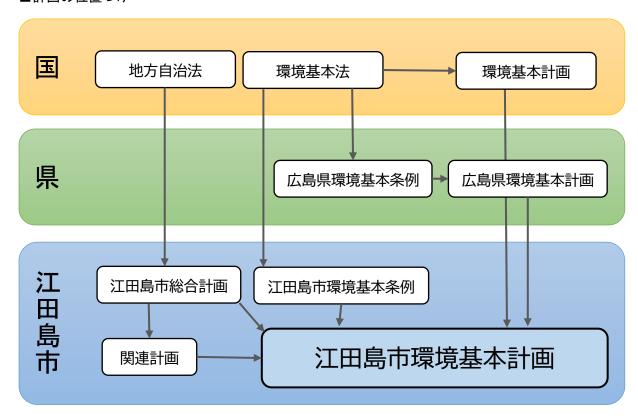




第3節 計画の位置づけ

本計画は,江田島市環境基本条例第 10 条に基づいて策定するものです。また,総合計画のうち,環境に関連する分野を体系化し,具体化するもので,市の関連計画の環境保全に関する施策との整合を図ります。

■計画の位置づけ



第4節 計画の目標年次と計画期間

本計画の目標年次は、令和13年度(2031年度)とします。

計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの10年間とします。

なお,今後の社会情勢の変化,科学技術の進歩,国の施策や本市の他の関連計画等の変更により, この計画を見直す場合もあります。

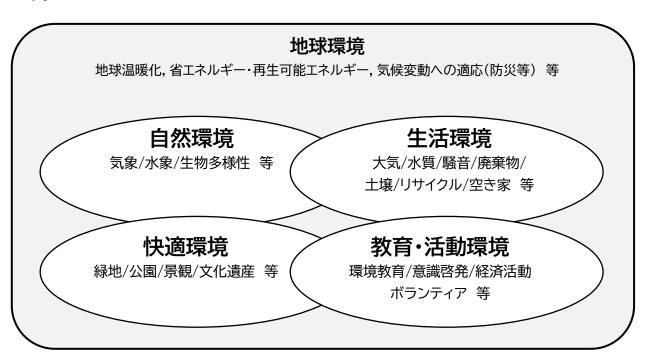
第5節 計画の対象範囲

1 対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。ただし、市域を超えて取り組む必要性がある課題については、周辺地域を含めた広域連携の推進に努めます。

2 環境の取組対象

本計画で取り組む環境の対象は,自然環境,生活環境,快適環境,教育・活動環境,地球環境とします。



3 対象主体

本計画の対象主体は、市・市民(滞在者、市民団体を含む)・事業者とします。

第6節 計画の役割

本計画は次のような役割を果たすものとします。

- 本市の環境の保全に関する中長期的な目標と施策の基本的な方向を明らかにすることにより、環境の保全に関する共通認識を形成します。
- 環境の保全に関する計画や諸施策を統合化・体系化することで有機的連携を促し、環境行政の計画的な推進を可能にします。
- 市・市民・事業者に期待される取組を明確化し、それぞれの公平な役割分担及び協働のもと、環境 の保全に関する施策を推進します。
- 緊急性・重要性の高い課題に対する取組として、重点プロジェクトを示し、環境保全に関する具体的な施策を推進します。

第7節 統計でみる江田島市の環境

1 人口の推移と推計

国勢調査に基づく人口推計では、本市の人口は令和7年(2025年)までに2万人を下回り、令和27年(2045年)には10,774人になると見込まれます。高齢者数も減少に転じると見込まれますが、高齢化率は上昇を続け、令和27年(2045年)には47%、人口のおよそ2人に1人が65歳以上の高齢者となると見込まれます。

■人口の推移と推計

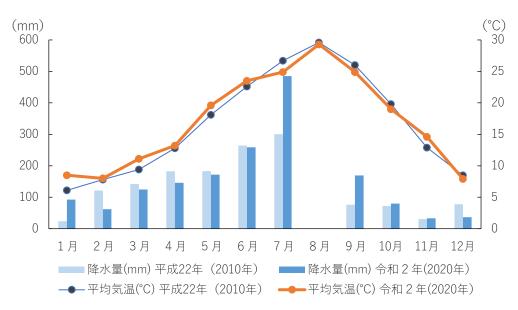


資料: 国勢調査, 国立社会保障・人口問題研究所平成30年(2018年)推計

2 江田島市の気候変化

月別の降水量と平均気温を平成22年(2010年)と令和2年(2020年)で比較すると、7月、9月といった長雨の季節の降水量が大きく増加しています。平均気温についても、多くの月で10年前より上昇しています。

■月別降水量と平均気温(平成22年(2010年)と令和2年(2020年))

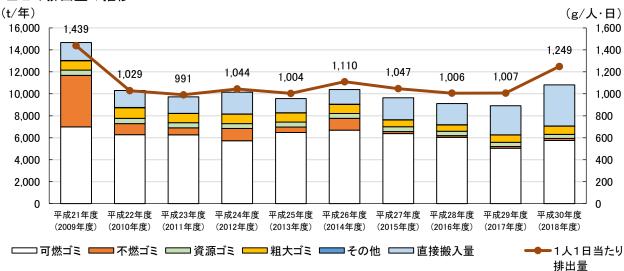


資料: 気象庁 過去の気象データ(呉観測所)

3 江田島市の一般廃棄物排出量

江田島市の一般廃棄物排出量は、緩やかな減少傾向で推移していますが、風水害等による一時的な排出などもあり、平成30年度(2018年度)には増加しています。また、市民一人あたりの排出量は横ばいとなっています。

■ごみ排出量の推移

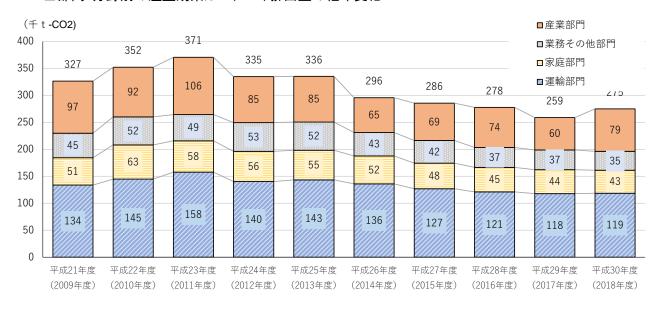


資料:広島県「ごみ(一般廃棄物)の状況」

4 二酸化炭素排出量の推移と内訳

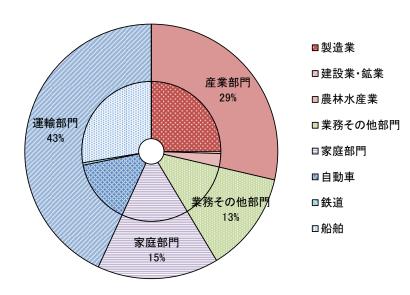
環境省の調査データから, 江田島市の二酸化炭素排出量をみると, 平成23年(2011年)以降, 減少傾向となっていますが, 産業部門では増減を繰り返しています。また, 本市の立地もあり, 船舶による排出量が最も多くなっているのが特徴となっています。

■部門·分野別の温室効果ガス(CO2)排出量の経年変化



資料:環境省 自治体排出量カルテ

■排出量の部門・分野別構成比 平成30年度(2018年度)

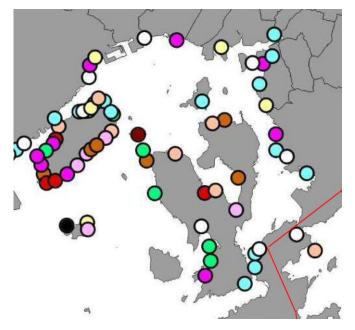


資料:環境省 自治体排出量カルテ

5 海洋ごみの状況

広島県の調査結果から広島県西部海岸のごみの状況をみると,江田島や宮島などの有人離島でのごみの量が多いことがうかがえます。特に、マイクロプラスチックになりやすい発泡スチロールの塊が多く観測され、これによりごみの堆積が増えていることが傾向としてあげられています。

■広島西部海岸の漂着物の状況(令和2年度(2020年度))



ランク	かさ容量の表現	ごみ袋の 数量
0	(自然物を除いて)全くごみがない	0
T	ごみがほんの少しある 500mlペットボトル3~4本分程度	約1/8
1	ごみがある 2Lのペットボトル2本分程度	約1/4
2	ごみがちらほら見える 2Lのペットボトル4本分程度	約1/2
3	ごみがまばらに見える ポリタンク1本分程度	約1
4	ごみが多い ポリタンク2本分程度	約2
5	ごみが大変多い みかん箱3個分程度	約4
6	ごみが非常に多い ドラム缶1本分未満	約8
7	ごみでほぼ覆われている ドラム缶1.5本分程度	約16

評価ランク

※海岸線延長10m あたりのごみの量を示す。

約32

約64

約128

ごみで覆われている

<u>ドラム缶3本分程度</u> ごみが山になっている 1平方メートル程度

ごみが山になっている 軽トラック1台分程度

資料:広島県海岸漂着物実態調査報告書(令和3年(2021年)3月)

■広島県西部海岸の漂着物体積の内訳(令和2年度(2020年度))



資料:広島県海岸漂着物実態調査報告書(令和3年(2021年)3月)

第2章 これまでの江田島市の取組と評価

第1節 前計画の評価と課題

1 前計画の進捗と課題

庁内ヒアリング調査, 及び各種アンケート調査の結果から, 前計画の項目ごとに, 評価と検証を行う予定です。

2 目標指標の達成状況

計画策定時に設定した指標について、設定時の値と直近の値を比較するとともに、目標に対する達成状況について、以下の通り、評価を行いました。

0	目標を達成しているもの
0	目標は達成していないが改善しているもの
Δ	基準値から変わらないもの
×	基準値より悪化したもの

基本目標1 自然と人が仲良く共生するしま(自然共生社会の構築)

指標	基準値 (平成24年3月)	目標値 (令和3年度)	現状値	達成状況
森林面積	5,127ha (平成22年)	現状維持	5,127ha (令和2年)	©
自然公園面積(瀬戸内海国立公園)	10,681ha (平成21年)	現状維持	10,681ha (令和2年)	©
緑地環境保全地域(古鷹山)	90.72ha (平成23年)	現状維持	90.72ha (令和2年)	©
自然海浜保全地区(大柿長浜)	650m (平成23年)	現状維持	650m (令和2年)	©
+ 15 / C / C / C / L / C / C	1.24ha (平成23年)	現状維持	1.24ha (令和2年)	©
自然海浜保全地区(大附)	450m (平成23年)	現状維持	450m (令和2年)	©

基本目標2 安心して快適に暮らせる環境のしま(生活・快適環境の保全)

指標		基準値(H24)	目標値(R3)	現状値	達成状況
	COD75%值	2.4mg/L (平成22年度)	2.0mg/L以下	2.5mg/L (平成30年度)	×
江田島市周辺海域の 水質	全窒素(表層)	0.15mg/L (平成22年度)	0.3mg/L以下	0.17mg/L (平成30年度)	0
	全りん(表層)	0.019mg/L (平成22年度)	0.03mg/L以下	0.023mg/L (平成30年度)	0
水洗化率(水洗化人口)		61.9% (平成21年度)	85.0%	77.9% (令和3年3月)	0

基本目標3 資源を上手に使う環境にやさしいしま(循環型社会の構築)

指標	基準値 (平成24年3月)	目標値 (令和3年度)	現状値	達成状況
ごみ搬入量	14,666トン (平成21年度)	9,888トン	8,929トン	©

基本目標4 エネルギーを上手に使う地球環境にやさしいしま(低炭素社会の構築)

指標	基準値 (平成24年3月)	目標値 (令和3年度)	現状値	達成状況
二酸化炭素排出量	297千トンCO2 (平成21年度)	267千トンCO2 (10%削減)	275千トンCO2 (平成30年度)	0

第2節 各種アンケート調査等の結果

アンケートの結果を抜粋して掲載する予定です。

第3章 江田島市の目指す環境像と基本目標

第1節 江田島市の目指す環境像

新たな環境像を設定するかどうかを今後審議会にて検討します。

現行計画の環境像

恵まれた美しい自然や海を次世代へつなぐ『環境未来島』えたじま ~持続可能な社会に向けて,みんなで考えみんなで動ける環境の島~



変更するかどうか.アンケートの結果や審議会の御意見を踏まえて検討

第2節 基本目標 (現時点の原案)

国や県の環境基本計画の内容を踏まえ、また、現行計画との連続性を考慮し、以下のような体系と することを検討しています。審議会等の御意見により、決定します。

地球環境にやさしいしま(カーボンリサイクルなど地球温暖化対策)

再生可能エネルギーの導入,省エネ・節電対策の推進,環境にやさしい乗物の利用など,様々な地 球温暖化対策を推進することにより,エネルギーを上手に使うことができる地球環境にやさしいし まを目指します。また、国の目指す、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、 2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、本市においても、2050年において、温室効果ガス 排出量の実質ゼロ(ネット・ゼロカーボン)を目指します。



















資源を大切にするリサイクルのしま(廃棄物抑制など循環型社会の実現)

私たち一人ひとりが「もったいない」の精神のもと、廃棄物の5Rのそれぞれの段階に応じた取組 を推進することにより、資源を上手に循環させることができる環境にやさしいしまを目指します。ま た,ごみのないまちづくり,下水道の整備などにより,日常生活に潤いと快適が実感できる美しいし まを目指します。



















人にも地域にも快適なしま(気象 水象など 地域環境の保全)

良好な空気・水・土壌が確保され,安全・安心に暮らせる環境のしまを目指します。また,海洋プラスチックごみの新たな流出がゼロになる仕組みの構築に向けた取組や海洋生分解性素材等の代替素材の開発が進められるとともに,海へのプラスチックごみや汚染物質の流出防止対策など,海や人にやさしい島を目指します。

















自然と人が仲良く共生するしま (緑公園 景観 生物多様性など 自然環境の保全)

森林や瀬戸内海などの自然環境,野生動植物の生息・生育環境を保全し,健全な生態系や生物多様性,自然と気軽にふれあえる場を確保することにより,自然と人が仲良く共生できるしまを目指します。



















みんなが環境を考え行動するしま (環境 学習 環境産業振興 環境活動など 人づくり)

市・市民・事業者が相互に連携を図りながら環境教育や環境学習を推進することにより、みんなが環境について考え、一人ひとりが自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を実践できるしまを目指します。



















第4章 施策の展開

第1節 各主体の基本的役割(継続)

江田島市の目指す環境像を実現していくためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割分担のもとに自主的・積極的に環境に配慮した行動をしていく必要があります。

1 市の役割

市は,良好な環境を守り,育て,次の世代に引き継ぐため自ら施策を推進し,その成果を広く公表し,適切な進行管理を行います。また,地域の取組を支援する役割を担います。

さらに,広域的な取組が必要とされる課題については,国や県,近隣自治体と協力・連携して対応 します。

2 市民の役割

市民一人ひとりが都市・生活型公害や地球温暖化,廃棄物などの問題に対する関心や意識を高め,その解決のために行動します。また,生活様式を環境負荷の少ないものに転換していくことが市民の役割です。

3 事業者の役割

事業者の社会的責任を踏まえ、公害の防止や廃棄物の適正な処理、自然環境の保全など環境保 全対策に積極的に取り組むことが事業者の役割です。

また,市が実施する施策への協力や,地域の環境保全活動等に参加することにより,地域の環境 づくりに貢献します。このような活動を通じて,社員に対する環境教育・学習を推進し,環境に対す る関心を高めていくことも役割の一つです。

第2節 施策の体系

第3節 基本施策と各主体の取組

基本目標の確定後より、詳細を記載していきます。

第5章 重点プロジェクト(現時点)

現時点で国や県の施策等も踏まえ,重点的に取り組むべき項目を検討したものです。これらの分野について,具体的な施策から該当する項目を重点的に実施する予定です。

環境に配慮した産業経済の振興 市民一人ひとりの環境への理解促進と環境活動の推進 地域の安全・安心のための環境保全 きれいな海を育むためのプラスチックごみ流出防止の推進 地球温暖化防止のための最新技術の導入促進

第6章 計画の推進(継続)

基本的には前計画を継続する予定です。実際の実施状況や体制等を鑑み、修正を加える予定です。

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第3節 財政措置

第4節 各種計画との連携

第5節 プロジェクト推進会議の運営